

平成30年度事業計画書



社会福祉法人八戸市社会福祉協議会

■ 基 本 理 念

誰もが安心して 生き活きと 住み慣れた地域で暮らせるまちづくり
～育てよう「思いやりの心」・つなげよう「人との絆」～

■ 基 本 方 針

現在、地域では社会的孤立や制度の狭間の問題などが大きな課題となっており、国においては、制度・分野ごとの縦割りや、支え手と受け手という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を施策として打ち出しております。

「地域共生社会」の実現に向けた取組みを推進するため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、市町村における包括的な支援体制の整備や市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の充実等を内容とする社会福祉法の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されます。改正法では、少子高齢社会における高齢者人口の増加に対応するため、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる、自助・互助・共助・公助を組み合わせた地域ケア体制の実現を目標としています。

八戸市においても、12の生活圏域において地域包括支援センターを設置し地域の生活課題に対して、適切なケアの提供、地域の中の課題の把握、ネットワークづくりなど、個別支援の強化と地域力の向上に向けて取組みが始まろうとしています。

このような地域包括ケアシステムの目指す方向性は、当協議会の理念と一致するものであり、各地区社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員、地域住民、関係機関の皆様と共に、その実現に向けた事業・活動の実践を通じて地域福祉を一層推進してまいります。

■ 基 本 目 標

- I みんなで支え合う地域づくり
- II 福祉の心を育む人づくり
- III 安心して暮らせる地域づくり
- IV 組織体制の強化と基盤づくり

■ 実 施 計 画

I みんなで支え合う地域づくり

地域の福祉課題の解決に向けて、地域住民が活動の主体となり、地域の実情に合わせた柔軟な取り組みができるよう、主体となる地区社会福祉協議会への支援を行います。

（１）地区社会福祉協議会活動への支援

①地区社会福祉協議会の育成支援

- ・地区社会福祉協議会会長、事務局長会議の開催
- ・未設置地区の設立支援

②職員の地区担当制による情報提供や活動支援

- ・地区ごとに担当職員を配置し、地域福祉懇談会などに参加し、情報収集及び活動支援を行う。

（２）福祉ニーズの把握

①地域福祉懇談会開催などによる住民のニーズの発掘

- ・地域福祉懇談会を順次開催して地域課題の共有を図る。

②若年層を対象とした福祉懇談会を開催

- ・若年層を対象に「福祉コン（福祉懇談会）」を開催し、次世代のニーズを把握する。

（３）活動の担い手への支援と養成

①活動の担い手への支援

- ・地区社協リーダー研修会及び交流会の開催
- ・高齢者サロン、子育てサロン、ほのぼの交流事業担当者への研修会の開催
- ・レクリエーション用具などの貸出

②活動の担い手の養成

- ・若い世代が地区社協活動へ参加するきっかけづくりのボランティア養成講座等を開催

Ⅱ 福祉の心を育む人づくり

福祉教育の推進を図り、より多くの人たちにボランティア活動や市民活動のきっかけづくりを提供できるような取り組みを進めます。

(1) 福祉教育の推進

① ボランティア推進校事業の実施

- ・市内の小、中、高等学校を対象に推進校を募集して助成金を交付し、ボランティア活動の普及を図る。

② 出前講座の実施

- ・学校、地域等へ出向き、車椅子体験、高齢者疑似体験、視力障がい者体験、点字体験などの出前講座を行う。

③ 福祉体験学習サポーターの養成

- ・福祉体験を支援するサポーター養成講座の開催

④ 福祉体験プログラムの研究

- ・福祉体験学習の効果的なプログラムの検討

(2) ボランティア活動への参加促進

① ボランティア活動情報の発信

- ・ホームページや社協広報紙への情報掲載
- ・ボランティア活動メニューの作成

② ボランティアコーディネート機能の強化

- ・ボランティアの登録受付及び活動紹介
- ・ボランティア活動保険の加入促進
- ・福祉施設ボランティアコーディネーター養成講座の開催
- ・善意銀行の運営
- ・車椅子の貸出

③ 多様なボランティア講座の開催

- ・ボランティア入門講座の開催
- ・精神保健福祉ボランティア講座の開催
- ・点字体験講座の開催

④ ボランティア団体等のネットワークづくり

- ・ボランティア・市民活動フェスティバルの開催

平成30年9月30日（日） 9時30分 市庁前広場

⑤ 企業の社会貢献活動への支援

- ・企業からのボランティア相談に応じ、活動先などの紹介を行う。

⑥ シニアはつらつポイント事業の実施【市委託事業】

- ・ 60歳以上の方が介護施設等でボランティア活動することによって、自身の介護予防と地域福祉を推進する。

(3) 市民活動への参加促進

- ①市民活動サポートセンター【市指定管理事業】
 - ・ 市民活動団体に関する情報提供や活動スペースを提供
- ②八戸圏域連携中枢都市圏連携事業【市委託事業】
 - ・ 連携中枢都市圏域内における市民活動の活性化を図るためのセミナーや出前イベントなどを開催

Ⅲ 安心して暮らせる地域づくり

福祉ニーズを持つ方の自立した生活を支援できるよう相談支援体制づくりに努めます。また、災害時のボランティアの体制づくりやネットワークづくりを進めます。

(1) 住民同士の支え合いの促進

- ①ほのぼのコミュニティ21推進事業の実施【市委託事業】
 - ・ ほのぼの交流協力員事業
 - ・ 見守り活動連絡会及び研修会の開催
- ②八戸市高齢者生きがいと健康づくり推進事業の実施【市委託事業】
 - ・ 各地区社協での高齢者ほっとサロンの開催
 - ・ 三世代交流事業、ニュースポーツ講座、シニアいきいき講座の開催
- ③子育てサロン事業の実施【市委託事業】
 - ・ 各地区社協での子育てサロンの開催
 - ・ キッズフェスティバルの開催
- ④ファミリーサポートセンターの運営【市委託事業】
 - ・ 子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行い方（提供会員）の登録及び紹介業務を行う。
 - ・ 八戸圏域連携中枢都市圏内の会員増強を図る。
 - ・ 会員の研修会及び交流会を開催

（２）地域での自立支援体制の充実

①八戸市生活自立相談支援センターの運営【市委託事業】

（生活困窮者自立相談支援事業）

- ・生活困窮者の自立相談支援
- ・住居確保給付金の相談及び申請の支援
- ・家計相談支援

②たすけあい資金の貸付及び生活福祉資金の貸付相談

③フードバンクの実施

④ふれあい相談所の運営

- ・なんでも相談（毎週水曜日・金曜日 １０時～１５時 祝日休）
- ・法律相談（毎週火曜日、法テラスとの共催により実施 祝日休）

⑤社会資源についての情報収集、他の相談機関との連携

- ・各相談機関の連絡会議、合同相談会等への参加

⑥障がい者への就労支援事業等の実施【市委託事業】

- ・障がい者就労サポーター養成講座の開催
- ・障がい者就労支援団体ネットワーク事業の実施
- ・八戸圏域連携中枢都市圏連携事業障がい者福祉合同研修会等の開催

⑦福祉安心電話サービス事業の実施【南郷地区のみ市委託事業】

- ・青森県社会福祉協議会との協働により緊急通報装置の設置運営を行う。

⑧福祉団体との連携と育成

- ・民生委員児童委員協議会との連携による相談や支え合い体制の充実
- ・福祉団体の活動支援

（３）権利擁護の推進

①日常生活自立支援事業の実施と相談体制の充実【県社協委託事業】

- ・高齢や障がいなどによって、自分一人で意思決定し、実行に移すことが難しい状況にあり、日常生活に不安のある方が、安心して暮らせるように、福祉サービスの利用手続きや日常生活上の支払い、大切な書類（通帳・印鑑等）の保管等の援助を行う。

②八戸市成年後見センターの運営【市委託事業】

- ・成年後見制度の普及及び相談
- ・市民後見推進事業

（新） ・八戸市成年後見関係機関連携促進ネットワーク会議

③後見監督業務

- ・裁判所が選任した市民後見人の後見監督人を受任し、適正な後見活動を支援する。

(4) 災害時の支援体制の充実

- ①災害ボランティアコーディネーターの育成とネットワークづくり
 - ・県社協主催の養成研修会等への参加
- ②災害ボランティアセンターの定期的な訓練の実施
 - ・八戸市等の総合防災訓練に参加し、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施
- ③災害ボランティアの啓発活動
 - ・災害ボランティア活動の理解促進を目的とした災害ボランティア展を開催
- ④災害ボランティアネットワーク八戸との連携
 - ・災害ボランティアネットワーク八戸加入団体との情報交換会の開催

(5) 福祉サービスの充実

- ①児童館運営事業【市指定管理事業】
 - ・地域ニーズに合った事業を実施し、地域や家庭と連携した子育て支援に取り組む。
- ②老人福祉センター南郷運営事業【市指定管理事業】
 - ・高齢者の生きがいつくりと健康の増進を図る。
- ③介護保険サービスの実施
 - ・居宅介護支援事業
 - ・訪問介護事業
 - ・通所介護事業
- ④福祉サービス第三者評価事業の実施
 - ・青森県福祉サービス第三者評価推進委員会の認証を受け、社会福祉施設の第三者評価を実施する。
- ⑤苦情解決窓口の設置
 - ・本会が提供する福祉サービスに係る利用者からの苦情の解決を図るため、苦情解決窓口を設置
 - ・苦情対応第三者委員会の開催
- ⑥福祉人材の育成
 - ・八戸福祉人材バンクの運営【県社協委託事業】
 - ・社会福祉士等の実習生の受入

Ⅳ 組織体制の強化と基盤づくり

1 法人の管理運営

法人の健全な経営や、地域福祉の担い手としての効果的な事業を適正に実施するため、経営基盤の強化を図るとともに、事業運営の透明性を確保します。

(1) 組織運営事業

①理事会等の開催

住民とともに、地域福祉事業を効果的に実施していくために、理事会、評議員会、正副会長会議を開催

②監査の実施

事業の健全経営や透明性を図るため、監事による監査を実施

③情報公開

法人の運営状況や財務状況をホームページで公表

(2) 地域福祉活動計画の推進と進捗管理

社会福祉協議会の行動計画である「第3期地域福祉活動計画」(平成28年度から平成32年度まで)に基づき事業を実施し、「地域福祉活動計画推進委員会」による進捗管理を行います。

2 基盤づくり

地域福祉推進の基盤づくりのために、組織体制・財源基盤の強化を図るとともに、職員の資質向上、広報活動の充実に努めます。

また、市民に対して、より効果的な情報提供や啓発活動に努め、社協の理解者・支援者の拡大を図ります。

(1) 財政基盤の強化

①会員の拡大

- ・社協活動や会費制度への理解を求め、本会の会員として継続的に地域福祉に参加してもらえるよう町内会、各種団体を中心として会員の拡大に努める。

区分	年額	内容
一般会員	200円(1世帯)	町内会
団体会員	2000円(1口)	各種団体等
特別会員	2000円(1口)	個人 企業
	5000円(1口)	
施設会員	2000円(1口)	社会福祉関係施設

②自主財源の確保

- ・ 広報紙、イベントパンフレットへの広告の募集
- ・ 社協のPR活動を通じた寄付金の募集

③共同募金活動の充実

- ・ 青森県共同募金会と連携した広報活動

④基金の運用

- ・ 安全性に配慮した基金の運用

(2) 指定管理施設の運営【市指定管理事業】

①八戸市総合福祉会館（はちふくプラザねじょう）

②八戸市児童館 15 館

③八戸市市民活動サポートセンター（ふれあいセンターわいぐ）

④八戸市立南郷デイサービスセンター及び八戸市立老人福祉センター
南郷

(3) 職員の資質向上と人材育成

①研修体制の充実

- ・ 職員一人ひとりの潜在能力を引き出し、組織力の拡充・強化を目指す、階層別に内部・外部研修を行う。

②専門資格取得の支援

- ・ 社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員等の資格取得の支援

(4) 広報活動の充実

①広報紙の充実

- ・ 「社協はちのへ」の発行（年4回、各 11,000 部）

②インターネットを活用した広報

- ・ ホームページ、フェイスブックの運用

③広報ツールの作成

- ・ リーフレットの作成など

④八戸市社会福祉大会の開催

平成30年10月26日（金）13時30分 八戸市公民館

- ・ 社会福祉に功績のあった方の表彰及び記念講演の開催